

報道発表



令和6年9月25日
長崎税関

長崎税関における関税法違反事件の取締り状況 －令和6年上半期（1～6月）－

長崎税関は、令和6年上半期（1～6月）の当税関管内における関税法違反事件の取締り状況を以下にまとめましたのでお知らせします。

1. 税関の不正薬物等の密輸出入阻止に向けた取組み

当税関においては、次の対策に取り組み、厳正な水際取締りを実施していく。

- (1)情報や取締・検査機器の有効活用を図る
- (2)警察、海上保安庁、麻薬取締部等の関係機関と取締りに関する情報交換を行う
- (3)国民からの不正薬物等の密輸出入に関する情報収集の強化を図る

2. 関税法違反事件の主な調査事例

（事例の概要）

令和6年3月25日、長崎税関長崎空港出張所において摘発されたタイ王国来航空旅客の携帯品内に隠匿された

大麻（乾燥植物片） 約4.972グラム

大麻（液体物） 約0.324グラム

の輸入未遂事件に関し、長崎県警察と共同調査を実施した結果、同年4月10日、航空旅客である米国籍の犯則嫌疑者1名を関税法違反として長崎地方検察庁に告発した。

（事例の写真）



(事例の概要)

令和6年3月19日、門司税関福岡外郵出張所において摘発されたアメリカ合衆国来航空小包郵便物内に隠匿された

大麻（液状物） 1.94 グラム

の輸入未遂事件に関し、熊本県警察と共同調査を実施した結果、同年5月21日、郵便物の受取者である台湾籍の犯則嫌疑者2名を、また、同年6月25日、差出者である米国籍の犯則嫌疑者1名の計3名を関税法違反として熊本地方検察庁に告発した。

(事例の写真)



3. 関税法違反事件の告発及び通告処分実績

当税関管内における関税法違反事件の告発及び通告処分^{※1}については、告発4件、通告処分3件の計7件である。

犯則態様別については、次表のとおり社会悪物品輸出入事犯4件、無許可輸出入事犯3件である。

なお、社会悪物品輸出入事犯4件については、大麻事犯3件、指定薬物^{※2}事犯1件である。

※1 告発及び通告処分には、他税關で摘発され当關に引き継がれた事件を含んでいる。

※2 指定薬物とは、いわゆる危険ドラッグと言われるもので、中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有し、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されているもの。

犯則態様	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1-6月)		令和6年 (1-6月) 前年同期比
					(1-6月)		
社会悪物品輸出入事犯	6	9	6	9	3	4	133%
関税脱税事犯	-	-	-	-	-	-	-
無許可輸出入事犯	6	1	-	5	2	3	150%
その他（手続き違反）	3	-	-	1	1	-	全減
合計	15	10	6	15	6	7	117%

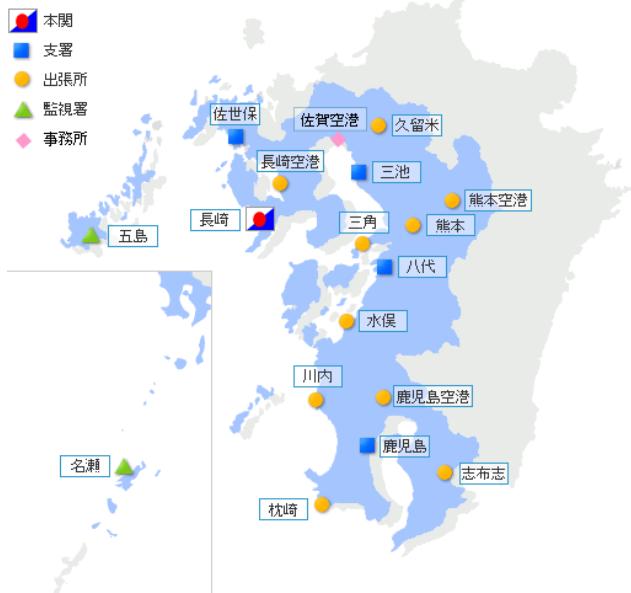
4. 関税法違反事件の摘発実績

当税関管内における関税法違反事件の摘発については、不正薬物事犯 4 件（覚醒剤 1 件、大麻 2 件、麻薬 1 件）、無許可輸出入等事犯 8 件の合計 12 件である。

※ 前記「2. 関税法違反事件の告発及び通告処分実績」とは一致していない。

態様別	年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	(1-6 月)	令和 6 年 (1-6 月)	前年同期比
		件	件	件	件	件		
覚醒剤	g 錠	-	-	-	-	-	1	全増
大麻	件 g	-	-	-	1	-	2	全増
あへん	件 g	-	-	-	-	-	-	-
麻薬	件 g	-	-	-	-	-	1	全増
ヘロイン	件 g	-	-	-	-	-	-	-
コカイン	件 g	-	-	-	-	-	1	全増
MDMA 等	件 g	-	-	-	-	-	0	全増
指定薬物	件 g	-	-	-	-	-	-	-
無許可輸出入等	件	11	2	4	16	6	8	133%
合計	g 錠	-	-	-	1	-	6	全増
		-	-	-	-	-	35	全増

5. 参考（長崎税関管轄図）



(※)「長崎税関管轄区域」：長崎県（壱岐、対馬を除く。）、福岡県及び佐賀県のうち有明海に近接する地域（久留米市、大牟田市、佐賀市、鳥栖市等）、熊本県、鹿児島県

広報担当	長崎税関総務部税關広報広聴官 電話 095-828-8606
------	-----------------------------------